

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成26年 5月16日
【会社名】	株式会社トランスジェニック
【英訳名】	TRANS GENIC INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福永 健司
【本店の所在の場所】	熊本県熊本市中央区九品寺2丁目1番24号
【電話番号】	(096) 375-7660
【事務連絡者氏名】	取締役 坂本 珠美
【最寄りの連絡場所】	熊本県熊本市中央区九品寺2丁目1番24号
【電話番号】	(096) 375-7660
【事務連絡者氏名】	取締役 坂本 珠美
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は平成26年5月15日開催の取締役会において、平成26年8月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、連結子会社である株式会社ジェネティックラボ（以下「ジェネティックラボ」といいます。）及び株式会社プライミュン（以下「プライミュン」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、平成26年5月15日付でジェネティックラボ及びプライミュンとの間でそれぞれ株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（1）当該株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（ジェネティックラボ）

商号	株式会社ジェネティックラボ
本店の所在地	札幌市中央区北九条西十五丁目28番地196
代表者の氏名	代表取締役社長 福永健司
資本金の額	100百万円（平成26年3月31日現在）
純資産の額	147百万円（平成26年3月31日現在）
総資産の額	349百万円（平成26年3月31日現在）
事業の内容	遺伝子発現解析事業、先端医療開発事業、病理診断事業

（プライミュン）

商号	株式会社プライミュン
本店の所在地	神戸市中央区港島南町7丁目1番地14
代表者の氏名	代表取締役社長 福永健司
資本金の額	22百万円（平成26年3月31日現在）
純資産の額	54百万円（平成26年3月31日現在）
総資産の額	58百万円（平成26年3月31日現在）
事業の内容	研究用試薬販売

最近3年間に終了した各事業年度の営業収益、営業利益、経常利益及び純利益

（ジェネティックラボ）

	平成24年7月期	平成25年7月期	平成26年3月期
売上高（百万円）	570	614	458
営業利益（百万円）	76	42	20
経常利益（百万円）	79	50	22
当期純利益（百万円）	103	196	20

（注）ジェネティックラボは、平成25年10月25日開催の第13回定時株主総会の決議により、事業年度の末日を従来の7月31日から3月31日に変更しております。

（プライミュン）

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高（百万円）	67	73	60
営業利益（百万円）	7	13	7
経常利益（百万円）	7	13	7
当期純利益（百万円）	5	9	5

大株主の氏名又は名称及び発行済株式総数に占める大株主の持株数の割合（平成26年3月31日現在）

（ジェネティックラボ）

㈱トランスジェニック	68.7%
㈱ムトウ	19.1%
近藤信夫	2.9%
北海道しんきん地域活性投資事業有限責任組合	1.3%
バイオコンテンツ投資事業有限責任組合	1.1%

(プライミューン)

㈱トランスジェニック	88.5%
洲鎌和茂	11.5%

提出会社との資本関係、人的関係及び取引関係(平成26年3月31日現在)

(ジェネティックラボ)

資本関係	当社は、ジェネティックラボの発行済株式数の68.7%(80,000株)を保有しております。
人的関係	当社の取締役1名がジェネティックラボの代表取締役を、当社の監査役1名がジェネティックラボの監査役を、それぞれ兼任しております。
取引関係	ジェネティックラボは当社に対し経営指導業務を委託しております。

(プライミューン)

資本関係	当社は、プライミューンの発行済株式数の88.5%(4,600株)を保有しております。
人的関係	当社の取締役2名がプライミューンの取締役を、当社の取締役1名がプライミューンの監査役をそれぞれ兼任しております。
取引関係	プライミューンは当社に対し経営指導業務を委託しております。

(2) 本株式交換の目的

当社は、連結子会社であるジェネティックラボ及びプライミューンを本株式交換により完全子会社とすることにより、グループ運営の機動性を高め、意思決定を迅速に行い、効率的な経営体制の確立を図ることにより企業価値向上を目指してまいります。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容及びその他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、ジェネティックラボ及びプライミューンをそれぞれ株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を受けずに行う予定です。ジェネティックラボについては、平成26年6月17日に開催予定のジェネティックラボの定時株主総会において、プライミューンについては、平成26年6月18日に開催予定のプライミューンの定時株主総会において、それぞれ本株式交換契約の承認を受けたくうえで、平成26年8月1日を効力発生日として行う予定です。

ただし、上記日程は、当社とジェネティックラボとの間及び当社とプライミューンとの間の協議及び合意により変更されることがあります。

株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	ジェネティックラボ (株式交換完全子会社)
ジェネティックラボとの株式交換に係る交換比率	1	7.2

(注) ジェネティックラボ株式1株に対して、当社株式7.2株を割当交付します。ただし、当社が保有するジェネティックラボ株式80,000株については、割当は行いません。

	当社 (株式交換完全親会社)	プライミューン (株式交換完全子会社)
プライミューンとの株式交換に係る交換比率	1	38.3

(注) プライミューン株式1株に対して、当社株式38.3株を割当交付します。ただし、当社が保有するプライミューン株式4,600株については、割当は行いません。

(注) 1. 本株式交換により交付する株式

当社は、本株式交換により、普通株式285,261株を新たに発行いたします。

2. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有することとなるジェネティックラボ及びプライミュートの株主の皆様につきましては、当社の普通株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引市場において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買取制度(100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増制度(100株への買増し)

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元(100株)となる数の普通株式を当社から買い増すことを請求することができる制度です。但し、平成26年5月12日付「定款の一部変更に関するお知らせ」にて開示する当社定款の一部変更が、平成26年6月24日開催予定の第16期定時株主総会において承認され、その効力が生じたことが条件となります。

3. 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなるジェネティックラボ及びプライミュートの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数の当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主様に交付いたします。

本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

ジェネティックラボ及びプライミュートは、新株予約権及び新株予約権付社債をいずれも発行しておりません。

その他の株式交換契約の内容

当社が、平成26年5月15日にジェネティックラボ及びプライミュートとの間でそれぞれ締結した株式交換契約書の内容は以下のとおりです。

(ジェネティックラボ)

株式交換契約書(写)

株式会社トランスジェニック(以下「甲」という。)及び株式会社ジェネティックラボ(以下「乙」という。)は、平成26年5月15日付で、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(当事者の商号及び住所)

(1) 甲

商号: 株式会社トランスジェニック

住所: 熊本県熊本市中央区九品寺2-1-24

(2) 乙

商号: 株式会社ジェネティックラボ

住所: 札幌市中央区北9条西15丁目28番地196

第2条(株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式(但し、甲が所有する乙の株式を除く。)の全部を取得する。

第3条(本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」という。)における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(但し、甲を除くものとし、以下「割当対象株主」という。)に対し、乙の株式に代わり、その所有する乙の株式1株につき、甲の株式7.2株の割合をもって割当交付する。
2. 本株式交換に際して割当交付する甲の株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、甲は、会社法(平成17年法律第86号。本契約の締結日までの改正を含む。以下同じ。)第234条の規定に従い処理する。

第4条(資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して、増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金
金0円
- (2) 資本準備金
会社計算規則（平成18年法務省令第13号。本契約の締結日までの改正を含む。）第39条に従い甲が定める額
- (3) 利益準備金
金0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年8月1日とする。但し、本株式交換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会、取締役会の承認）

1. 甲は、平成26年5月15日に開催予定の取締役会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議をするものとする。なお、本株式交換は簡易株式交換の手続により行うため、甲の株主総会の承認手続は経ないものとする。
2. 乙は、平成26年6月17日に開催予定の定時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 前二項に定める手続は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自ら又はその子会社の業務の執行及び運営並びに財産及び権利義務の管理を行うものとし、甲及び乙は、それぞれの又はそれぞれの子会社の業務、財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（本株式交換の条件の変更及び本株式交換の中止）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又はこれらの事態が生じることが明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙が協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は、相手方に対する書面による通知をもって本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、甲又は乙において第6条に定める本契約の承認又は本株式交換に必要な事項に関する決議を受けられなかった場合にはその効力を失うものとする。

第10条（本株式交換の効力発生条件）

本株式交換は、平成26年6月17日開催予定の乙の定時株主総会において甲との株式交換が承認されることを停止条件として、その効力を生ずるものとする。

第11条（乙における自己株式の消却等）

乙は、甲及び乙において第6条に定める本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議が得られた場合には、乙が基準時において所有している乙の株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する乙の株式を含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により基準時をもって消却する。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議の上で定める。

第13条（管轄）

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年5月15日

甲：熊本県熊本市中央区九品寺2-1-24
株式会社トランスジェニック
代表取締役 福永 健司

乙：札幌市中央区北9条西15丁目28番地196
株式会社ジェネティックラボ
代表取締役 福永 健司

(プライムユーン)

株式交換契約書(写)

株式会社トランスジェニック(以下「甲」という。)及び株式会社プライムユーン(以下「乙」という。)は、平成26年5月15日付で、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (当事者の商号及び住所)

(1) 甲

商号：株式会社トランスジェニック
住所：熊本県熊本市中央区九品寺2-1-24

(2) 乙

商号：株式会社プライムユーン
住所：兵庫県神戸市中央区港島南町7-1-4

第2条 (株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式(但し、甲が所有する乙の株式を除く。)の全部を取得する。

第3条 (本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時(以下「基準時」という。)における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(但し、甲を除くものとし、以下「割当対象株主」という。)に対し、乙の株式に代わり、その所有する乙の株式1株につき、甲の株式38.3株の割合をもって割当交付する。
2. 本株式交換に際して割当交付する甲の株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、甲は、会社法(平成17年法律第86号。本契約の締結日までの改正を含む。以下同じ。)第234条の規定に従い処理する。

第4条 (資本金及び準備金の額に関する事項)

本株式交換に際して、増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金

金0円

(2) 資本準備金

会社計算規則(平成18年法務省令第13号。本契約の締結日までの改正を含む。)第39条に従い甲が定める額

(3) 利益準備金

金0円

第5条 (効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成26年8月1日とする。但し、本株式交換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条 (株主総会、取締役会の承認)

1. 甲は、平成26年5月15日に開催予定の取締役会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議をするものとする。なお、本株式交換は簡易株式交換の手続により行うため、甲の株主総会の承認手続は経ないものとする。
2. 乙は、平成26年6月18日に開催予定の定時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 前二項に定める手続は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自ら又はその子会社の業務の執行及び運営並びに財産及び権利義務の管理を行うものとし、甲及び乙は、それぞれの又はそれぞれの子会社の業務、財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（本株式交換の条件の変更及び本株式交換の中止）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又はこれらの事態が生じることが明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙が協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は、相手方に対する書面による通知をもって本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、甲又は乙において第6条に定める本契約の承認又は本株式交換に必要な事項に関する決議を受けられなかった場合にはその効力を失うものとする。

第10条（本株式交換の効力発生条件）

本株式交換は、平成26年6月18日開催予定の乙の定時株主総会において甲との株式交換が承認されることを停止条件として、その効力を生ずるものとする。

第11条（乙における自己株式の消却等）

乙は、甲及び乙において第6条に定める本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議が得られた場合には、乙が基準時において所有している乙の株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する乙の株式を含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会の決議により基準時をもって消却する。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議の上で定める。

第13条（管轄）

本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年5月15日

甲：熊本県熊本市中央区九品寺2-1-24
株式会社トランスジェニック
代表取締役 福永 健司

乙：兵庫県神戸市中央区港島南町7-1-4
株式会社プライムユーン
代表取締役 福永 健司

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、本株式交換の交換比率の算定にあたり、公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者機関である株式会社アーキ・フィナンシャル・インテリジェンスに対して当社並びにジェネティックラボ及びプライミューンの株式価値の算定を依頼しました。当該第三者機関は、当社の株式価値については上場会社であることから市場株価法(平成26年5月14日を算定基準日とし、東京証券取引所における算定基準日の終値及び同日以前の1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間の終値の平均値)により、ジェネティックラボの株式価値については非上場会社であることを勘案し、収益還元法及び類似会社比較法を、プライミューンの株式価値については非上場会社であること及び類似会社が存在しないことを勘案し、収益還元法を採用し、株式交換比率の算定を行いました。

当社の株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定手法による株式交換比率の評価レンジは以下のとおりとなります。

対象会社	株式交換比率の評価レンジ
ジェネティックラボ	6.2～9.1
プライミューン	36.2～40.5

当社並びにジェネティックラボ及びプライミューンは、上記の算定結果を参考に、慎重に交渉・協議を重ねた結果、それぞれ上記(3)記載の交換比率が妥当であるとの判断に至りました。

なお、上記第三者機関は、当社並びに及びジェネティックラボ及び並びにプライミューンの関連当事者(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の4、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第17項)ではありません。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社トランスジェニック
本店の所在地	熊本市中央区九品寺二丁目1番24号
代表者の氏名	代表取締役社長 福永健司
資本金の額	2,550百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	遺伝子改変マウス事業、抗体作製事業、バイオマーカー開発、研究用試薬販売

以 上